行動援護 とは?



自閉症やその他の知的、精神、発達障害を 持つ子供や成人が、自分の意思を伝えるこ とが難しい場合やパニック状態に陥りやす い場合に、専門的な知識を持つ支援者から 支援を受ける事を指します。

自傷行為や徘徊などのリスクを避け、外出 時の支援を含む日常生活のさまざまな場面 での支援を提供するもので、特定の基準を 満たせば全国の市町村で利用可能です。

行動援護 の 対象者

「行動援護」の対象者は、 以下の条件を満たす方々です

- •障害支援区分が3以上(18歳未満は区分なし)
- •行動障害、コミュニケーション障害、てんかんに 関する障害支援区分の調査項目中、行動関連項目 (12項目)で、
 - ・支援不要(0点)
 - ・週に1回程度支援が必要(1点)
 - ・ほぼ毎日支援が必要(2点)

と評価され、合計点数が8点以上(最高24点、障害児は同等の心身状態とみなされる)の方が対象です。

※詳細につきましては、相談支援事業所にご確認ください。



SNSもチェックお願いします!

Instagramも check! YouTubeも check!







お問い合わせ

webサイト

https://libelien2024.com/

リベリアン 行動援護





お客様の声



きめ細かな聞き取りや楽しいガイドコース を計画してくださるなど、プロフェッショ ナルなサポートを受けられる安心感があり ます。

Aさんの声

子供が障害を持っていて、日々の生活で多くの困難に直面していますが、行動援護サービスの支援を受けることで、子供も私も外出の機会が増え、とても前向きになれました。



Bさんの声

当社ではお客様の声を 大切にしています

さらなるサービス向上のため、お客さまの 率直なご意見・ご感想などをお聞かせください。





暮らしを支える◯□

―リベリアン合同会社―





合同会社 リベリアン 050-5534-8563

☐ libelien.zimu@gmail.com

〒252-0318

神奈川県相模原市南区上鶴間本町9丁目35-7 てらじまハイツ104

サービスの利用料金

基本料金





- ■通常、基本料金は無料です。
- ・ただし受給者証に上限負担額が記載され ている方は自己負担があります。

交通費



- ・ガイド中のご本人様と支援者の交通費は ご負担ください。
- ・ガイド前後の支援者の交通費は事業所が 負担いたします。

食事代







・支援者1名につき300円の負担をお願い いたします。

利用期間

・受給者証記載の認可期間内となります。 (更新可能)

行動援護サービス内容

基本的な援助は、自治体の地域支援 プログラムにおける移動支援と同じです。

平日学校、通所先からの自宅に 帰宅するまでの余暇支援

1~2時間程度



※自宅から学校に行くまでの 余暇支援はケースワーカーの 許可があったのみ利用可能



3~6時間程度

※政治、経済活動に関連する 外出は含まれません。

行動支援の支援内容

予防的対応

未知の場所での不安や不適切な行動を予防するため、 事前に説明し理解を深めたり、行動障害が生じる条 件を知り、予防することです。

制御的対応

問題行動や自傷行為、固執する行動へ の適切な対処することです。

外出中の移動に伴う介護

排泄や食事の介護、その他必要な支援

【ご利用までの流れ】



相談支援事業者に連絡

相談支援事業者にサービス利用に ついて相談をお願いいたします。 認定申請が必要な 場合がございますので、 ご確認ください。





事業者に連絡

事業所にご連絡していた だけましたら、事業者が サービス内容等のアセス メントを行います。



サービス開始

お客様と事業所双方が合意し、 契約となりましたら、順次 サービス開始となります。

